

平成 28 年 12 月 5 日
株式会社日本政策金融公庫

モンゴルの信用保証基金と覚書を締結
～ 日本公庫と海外信用補完制度実施機関が覚書締結 ～

株式会社日本政策金融公庫(略称:日本公庫)中小企業事業は、平成 28 年 11 月 26 日にモンゴルの公的信用保証機関であるモンゴル信用保証基金(Credit Guarantee Fund of Mongolia、CGFM)と、中小企業信用補完制度の継続的な発展に向けた、両機関の相互協力を強化するための覚書(MOU: Memorandum of Understanding)を締結しました。

本覚書締結は、日本公庫が、海外の信用補完制度実施機関と締結する覚書としてはタイ信用保証公社との締結に続き2例目となります。

覚書の主な内容

- 信用補完制度に係るデータ及び情報等の交換
- セミナーや会議等の開催・参加等を通じた中小企業金融や信用補完制度に係る専門知識の共有
- 信用補完制度に関する特定のテーマを研究するための調査や研修の受入れ、支援等

日本公庫中小企業事業保険部門は、今後もアジアの中小企業信用補完制度実施機関との協力関係の構築・強化に積極的に対応してまいります。